

書評

デーヴィッド・デイー・ピーン著

『カラス事件』

The Calas Affair, Persecution, toleration, and heresy in eighteenth Century Toulouse, by David D. Bien, 1960, Princeton University Press, 199 P.

高橋 安光

十八世紀後半のフランス思想界に画期的な波紋を投じたカラス事件はと力んでみても一般にはあまり知られていないのではなからうか。プリンストン大学の歴史学助教授ピーン氏の研究書を紹介するにあたって同事件の概要をまず述べておこう。

一七六一年十月十三日午後九時半より十時の間、ラングドック地方の中心都市トゥールーズのフィラチエ街の一角、六十余歳になるジャン・カラスが経営していた織物商店の一階の売場と仕事場を結ぶ両開きの扉の所で同家の長男マルク・アントワーヌ・カラスが縊死体となって発見された。最初の発見者は当夜マルク・アントワーヌも交えた同家の夕食に招かれたゴベール・ラヴェスという青年（カラス家の息子たちの友人）と彼を見送るために二階から一緒に降りてきた次弟ピエール・カラスの二

人であった。他に当夜同家に居合わせた人物はといえばカラス老夫婦と年老いた女中のジャンネットだけである。女中を除いては客人もふくめて皆新教徒であったと申せば事件の不幸な発展もほぼ予想できるといふものであろう。（当時この地方では新教徒は下僕や女中に旧教徒を使用するよう命じられていた。）そこで当然マルク・アントワースの死が自殺か他殺かが問題とされねばならなかった。だが以上の五人が最初トゥールーズの町役人に供述したのは他殺説であった。後日被告の立場に立たせられた彼らが最初の証言を撤回して自殺を主張するに到ったところに第一の問題があった。彼らの前言取消しは当局者の眼に二重の犯罪すなわち犯行と偽証と映じたのである。だが弁護士側からすれば、当時自殺者の死体は無衣のまま町中を引き廻されて郊外の穴に放棄されるという掟があり、カラス家の人々が当初この忌わしい予想を避ける気持になったことは当然とされた。この自殺か他殺かをめぐる問題はピーン氏も述べているように今日ではほとんど解決不可能とされているのだ。町役人及び医師の鑑定書によれば他殺の線が強く押出されているが、弁護士側はあくまで自殺を主張した。被告たちの変更（供述の）もこの外部からの忠告によるものであったことは証明されている。すなわち彼らは予想された不名誉を回避するために敢て自分たちに不利な証言をしていたわけである。しからば自殺を主張する人々の見解はどのような根拠に基いていたのであろうか。彼らによれば、マルク・アントワーヌは生地を巻く棒を両開き扉の上にならしたし、それに紐をまきつけ首にまわして自ら縊

死したといふのである。その傍にある裁縫台の上にきちんとたんで置かれてあつた彼の上衣も覚悟の前を示すものとされた。またその心理的動機としては、新教徒であつたがために思ふような職にもありつけず、憂き晴しにつかひこんだ遊興費の始末に窮していたし、元来のベシミストでハムレットに共鳴していた、といった理由が持ち出された。それに対して当局側からは、中心に向つて低く傾斜をもつ両扉の上に而もすべり易い丸棒をわたして縊死することはほとんど不成功であり、さらに使用した紐の長さではマルク・アントワーヌの脊丈は踏台（これは後に弁護団側から発見できた主張されている）でもしなにかぎり棒まで届き得なかつたし、扉の上部にはそれほど残つていた、等の証拠が挙げられたのである。店の入口の扉には錠が下されていたといふことをそのまま素直に受取るとすれば、当然、内部の者の犯行といふ仮定が生れてくる。仮りにそうだとすれば、六十三歳の老人が二十九歳の青年をなんらの抵抗も受けずに絞殺したといふ事態を想像せざるをえなくなるし、それが巷に流された風評通り旧教に改宗しようとしていた息子をカルヴァンの教えに従つて殺したのだとか、たまたま来訪した青年ラヴェスはマルク・アントワーヌを殺すようにとの新教徒の指令をたずさえて来たのだとすれば、すでに旧教に改宗しているルイ・カラス（二十五歳）が父親からの仕送りを受けて同じツールーズの或る商人のもとに働いていたといふ事実はどのように説明されるのであろうか。しかもマルク・アントワーヌが

改宗の気持を訴えたというカトリックの僧侶は遂に発見することはできなかった。したがつて彼の改宗熱を世評通りに受取るべき根拠は見出されなかつたのである。事件はこのように微妙であり複雑であつた。これを単に刑事事件として取扱うかぎり、たとえ事柄の詳細をすべて語ることがここで許されたとしても、その謎を解明することは不可能に近いのだ。だがカラス一家の有罪を決定づけるに拍車をかけたのはツールーズにおける反プロテスタントの動きであつた。多くの謎と矛盾をふくみながらもツールーズ高等法院は全員に有罪を宣告し、一七六二年三月九日まず老父ジャン・カラスを重刑に処した。しかも不可解なことに、全員の共謀と断じた高等法院がジャンを処刑しただけで他の四人を追放あるいは釈放処分にしたのだ。この理不尽な処置によつて高等法院は自らの矛盾を暴露するに到り、当代の識者から逆に裁かれる運命になつたのである。所謂カラス事件の本幕はジャンの処刑の後にはじめて切つて落されたと言つても過言ではなからう。以上がごく大雑把な事件の筋書である。

この事件の過程にあつてカラス一家の弁護あるいは積極的支援に當つた人物としてはオドラ師、シュドル、マリエツト、ポオモン等の名が挙げられるが、これがフランスの思想史上に特筆される所以は特に文豪ヴォルテールの登場にあつたと言ふべきであらう。彼がこの事件を動機として『寛容論』（一七六三年）を発表したことはあまりにも有名である。また彼をとりまく当時の啓蒙哲學者たちが多かれ少かれカラス擁護のために活

動したことも忘れてはならない。ディドロは傑作『ラモーの甥』の中でカラスの守護者ヴォルテールの栄光に最高の讃辞を呈している。やや時代は下るが、大革命期のすぐれた詩人劇作家マリー・ジョゼフ・シニエの悲劇『ジャン・カラス』(一七九一年七月六日、共和国劇場にて初演)が注目されなければなるまい。なぜならば、それは過去の啓蒙運動家たちの偉大な足跡を追想させるものであったばかりでなく、一七九三年の国民議会をして狂信の犠牲者カラス及び遺族にたいする復権と賠償の命令を出させるにいたったからである。こうしてカラス事件は正義と寛容の勝利を意味する象徴的事件として位置づけられることとなった。だがジョゼフ・ド・メーストルの名を持ち出すまでもなく今日においてもカラスの有罪を信じる思想家や文学者は皆無とは申せないのである。有名なエミール・ファゲもその一人であり、極めて実証的な有罪論としてはマルク・シャセーニュの『カラス事件』(一九二九)などが挙げられる。これらの有罪論に共通せる特色はあくまで当局の資料に基く解釈論議の域を一步も出ようとしないうことである。またカラスを擁護する人々の側にも反対派を論破もしくは説得するに十分な研究が足りなかったということもできよう。こうした経緯の中で今度出版されたビーン氏の研究のもつ意義は極めて重要である。

「約言するならば、歴史家たちは非難あるいは擁護はしてきただが、その歴史的状况を理解する努力からはじめることはまれであった。」(p. 26)

そこでビーン氏は従来のあまりにも形而上的な無罪論あるい

は形而下にすぎた有罪論のいずれをも排し、専ら社会的経済的政治的に解明しようと思いつたわけである。結論をふくめて全八章から成る本論には氏が実際にツールーズ市に赴いて検討した実証的資料と共に氏自身の思想上の一つの目論見が貫かれていくことがまず注目される。それは一般的抽象的な寛容論ではなく、ツールーズを中心とするラングドック地方における宗教的寛容思想の変遷すなわち「無関心からの寛容」(Toleration by indifference から「不寛容」Intoleration を経て「信条による寛容」Toleration by doctrine への推移である。この見通しをどのように裏づけるかが本書の内容となるのだ。

ビーン氏はまず「無関心からの寛容」とは一体いかなる事実から引き出されたかを次のように説明する。

「一七六〇年の或る時、(カラス家の)隣人であった商人ジャン・ペルトランがブルボンヌ街を歩いていると、ヴァイアチウム(Vaticum 臨終の時に拝領する聖体、カトリックの秘蹟)が運ばれてきた。ペルトランは当然そうすべきように膝まずき、マルク(カラス事件のマルク・アントワヌ)のプロテスタントイズムに敬意を表して彼には気をつかわないように告げたが、マルクも膝まずいたのでびっくりした。建築家のジャン・ピエールも同じような経験を報告している。すなわちマルクがそんなことは彼から期待していないという連れの人々から明白な忠告を受けたにもかかわらず屢々膝まずいた、と指摘している。ここにわれわれは相互の敬意と尊重の証拠をもっていているのだ。したがってカトリックもプロテスタントも相手に自分の慣行を

押しつけようとは望まなかったことが分る。(p. 35-36)

これはマルク・アントワーンが旧教に改宗したがっていたというカトリックの狂信派からすれば有利な証言とも受取られかねない危険はあるが、たしかにわれわれがツールーズの市民の間に常日頃から烈しい反プロテスタント熱があったのではなからうかという推測の一部は訂正されなければならない。すなわちピーン氏の表現を借りるならば「ツールーズにおける宗教上の異端は信仰のうちにおいて実践のうちにはなかった、少くとも公けの実践のうちにはなかった」(p. 33)と云うことができよう。実際、当時ツールーズに在住した新教徒は二百名を超えることはなかった(p. 38)からには数の上からも問題にするにあたらずであった。

しからばいかなる理由から「無関心からの寛容」がカラス事件を生み出すような敵対意識に変ったかということが問題となってくる。これが本書の中心テーマでもあるのだ。一般に『ナントの勅令の廃止』以来、法律上はフランスには唯一つの教会すなわちカトリックしか認められていなかったが、実際問題としては新教徒の身分はかなり大目に見られる場合が多くなってきたことは認められるのだ。また都会と地方におけるプロテスタント自身の相互間に身分上階級上の相異もあって新旧両教徒の社会的対立もしくは従属関係については例外がいくらも認められたほど曖昧な様相を呈していたのだ。ここでピーン氏が第一に強調する敵対意識の動機は七年戦争(一七五六—六三)によるフランスの社会不安の増大である。氏は当時のツールーズ

の編年史家ピエール・バルテスの一七五九年末の日記を引用している。

「あらゆる面で悲惨である……戦争はまだつづいているし、商業はまったく破壊され、職人たちは小麦、葡萄、黍等あらゆる農産物の不作による生活必需品すべての欠乏と高騰のため何も出来ず惨めに死んで行く。」(p. 4)

それは毎年一月に記録されたツールーズの小麦一スチエの値段の変動からもほぼ推定されることである。

10 s.	6 L.
2 s.	9 L.
17 s.	10 L.
2 s.	9 L.
14 s.	14 L.
14 s.	13 L.
3 s.	12 L.
15 s.	8 L.

1755
1756
1757
1758
1759
1760
1761
1762

(p. 74, cf. Viala, La question des grain, 114—117)

こうした戦争と飢饉による社会不安の中におとされたツールーズ市民の多くが二世紀を逆行して内戦時代の疑心暗鬼の心理状態に戻るにはさほど

の困難はなかったのである。というのは「無関心からの寛容」のかたわらには毎年五月七日ツールーズでは新教徒によって殺害された同市の数百名のカトリックの記念祭が繰返されてきていたからである。だがカラス事件が起るための恐らく直接的動因はそれより丁度一カ月前に起ったロシエット及びグルニエ兄弟の事件であった。ピーン氏がカラス事件を論ずる前にこの事件にかなりの頁を割いていることは正当である。それは新教の牧師フランソワ・ロシエットが一七六一年九月十三日の夜モンパンの近在コサードという小村ではじめ夜盗の疑いで武装巡邏兵に逮捕され取調べられた結果は彼の懐中から新教徒の秘密

の結婚（当時は新教徒の牧師の仲介による結婚は禁じられていた）に関連した人々の名簿が発見され、ロシニエはモントバンからツールーズに護送され、当然死刑が予想されることになったのである。そこで新教徒によるロシニエ牧師の奪還を懸念した旧教徒たちは到る処に敵の幻影を見出そうと構えるのであった。たまたまこの警戒網にひっかかったのがグルニエという三兄弟の新教徒たちであった。彼らは身の危険を感じて逃亡したのが却って一揆の首領と目される結果を招いた。こうしてロシニエ及びグルニエ兄弟は遂に一七六二年二月十八日ツールーズ高等法院においていずれも死刑を宣告され、間もなく処刑された。これは狂信の犠牲という意味ではカラス事件に劣らず残酷なものである。ではカラス事件があれほど多くの人々の関心と同情を引寄せたのにロシニエ事件はどうしてかくも簡単に葬り去られてしまったのであろうか。この点についてピオン氏は同事件に関してモントバンの新教徒リボットがルソー及びヴォルテールに援助を求めたが兩人ともほとんど熱意を示さなかったと指摘している。その理由は何であったか。またヴォルテールは後のカラス事件にたいして何故あれほどの熱意を示したのであろうか。こうした面をさらに掘り下げることはピオン氏の関心の埒外であったようである。だがこれだけの御膳立が出来上っていたツールーズに持ち上ったマルク・アントワーヌ・カラスの死はあまりにも宿命的であったと言わなければなるまい。したがって「偶然がこの物語の唯一の部分である」というのは、カラス事件が五年はやく或いは一年おそく起ってい

たとすれば、おそらく当局者たちは自殺と断定して市内を引き廻すか或いは時代おくれの法律に眼をつむるかの間で迷うことはあっても早急な裁判だけですまされたにちがいがなかった」（P. 178）とピオン氏の仮定も首肯されよう。

カラス一家の裁判経過に関する氏の論究は内と外の両面すなわち高等法院と世論の二章に分けて詳細を極めたものである。前に述べたようにピオン氏は有罪無罪のいずれにも加担せず専ら実証的な解釈に終始しているのだ。その意味では何か食い足りぬ印象を無罪論者に与えるかも知れないが、あくまでヒューマンな立場を守り抜く氏の論旨は性急な無罪論よりはるかに説得力に富んでいる。氏は有罪説の根拠にも若干の信憑性を認めながら反面では鋭く裁判の不当性を主張している。氏は判決にあたって高等法院が明らかに宗教的偏見に左右されていたことと特に証人たちへの質問に当った市の副検察官バンペールが作成した先入主にみちた質問予定書の影響を重視し、証人として一人も新教徒が喚問されなかった点を非難し、また外部からの侵入者による他殺という第三の可能性をまったく無視したことに強い不満を表明している。こうした裁判の動きに呼応した市民たちの言動はピエール・バルテスの日記（P. 120）に代表されるように本事件はプロテスタントの謀殺という一説にしぼられてしまったのだ。特にカトリックの宗徒団体である白色苦業会員の狂信的な活躍を見逃すことはできない。マルクの死骸は殉教者のそれとみなされて熱狂的な祭儀が行なわれた。或る意味では高等法院も詰腹を切らされたと言えないこともなかった。

カラス一家の死刑はもはや避けられないほどに世論がでっち上げられてしまったのだ。それなればこそジャンの処刑後に他の家族及びラヴェスとジャネットの釈放はツールルズ市民に少なからぬ衝撃を与えたようである。たしかにカラス事件に類似したシルヴァン事件もほぼ同時期に生じた一連の宗教的迫害であった。だがビン氏はこれらの事件を社会感情の不安という面から説明しようと試みた以上はその不安の消滅と共に事件の発生の可能性は必然的にうすらいだと結論する。そこで氏が主張する新たな「信条による寛容」の時代がツールルズに訪れることになるのだ。氏は再三バルテスの日記を引用して市民たちの宗教感情の変移を証明する。バルテスの日記にはカラス事件以後急速に昂まる無信仰への傾向が示されているのだ。だが「信条による寛容」は無信仰とは異なる。ビン氏は「信条による寛容」の思想的根拠としてロメニー・ド・ブリュニス等の寛容論を紹介しているが、われわれにとってもっとも貴重な指摘はツールルズにおけるフリーメイソンの規約中に見られた宗教観であろう。それはもはや逆行することが考えられないほどに確固たる信仰の自由の保証であった。寛容主義といえはヴォルテールによって代表される啓蒙哲学者の一枚看板のようにみなされてきたことは事実である。この点についてビン氏はつぎのような断定を下している。

「宗教上の寛容は哲学者たちにとって本質的には戦術上の問題であった。集団としての彼らの気質は現存の秩序にたいする辛辣な批判をますます産み出すごときものにあった。……した

がって宗教上の寛容は啓蒙運動の活動的良心的信奉者の作業場の中ではキリスト教全体の根元的に邪悪な、非歴史的な、反動的な性格を照らし明らみに出すために使用される道具としての地位をもっていたのだ。」(p. 165)

このビン氏の見解は理論的には正当である。だが歴史的な段階において啓蒙思想の性格を考える場合にはいささか単純すぎる表現のきらいはないであろうか。すなわち道具という比喩に示されているような哲学者たちの思想体系の中における寛容主義は果して第二義的の性格しか与えられないであろうか。氏も述べているように既成の秩序の破壊を目的とする啓蒙運動家にとって寛容主義は一般に目的にたいする手段といった単純な意味での道具としてしかみなされていなかったものであろうか。こんなところには潜越ながら私なりの抵抗を感じたと申さねばならない。

以上において言及した問題点の他にビン氏が指摘した事柄としてはツールルズ高等法院とヴェルサイユ宮廷との対立関係あるいはツールルズにおけるジェジュイットの追放さらにはツールルズのアカデミー等々が残されているが、われわれ研究者にとって何よりの贈物は巻末の詳細なビブリオグラフィである。未刊既刊の資料及び研究書がこれだけ整理されるならば今後の研究家にとってどれほどプラスになることであろう。終りにビン氏の結論の最後の一節を紹介させていただこう。

「一七六一年より六二年にかけてのカラス事件において迫害の精神を発動させた異常な諸条件を理解するためには、その特

種な社会的、経済的、政治的不安に着目しなければならぬ。それはまたロシェット及びグルニエ兄弟の運命を説明するにも役立つのである。不首尾な戦争から生じた障害が社会的経済的混乱と合流して一時プロテスタントの上に伝統的に狂信的な、反抗的な、またフランスの敵対者に通ずる者としてのイメージを集中したのである。これが人間カラスが新教徒カラスへと曖昧に抽象化されていった雰囲気である。そうした時期の不安が退くと、反プロテスタントの昂奮も亡びた、だが、もちろんジャン・カラスはそのままであった。」(p. 180)

附記 著者名の正当な発音の在り方及びフル・ネームについては責任がもてません。問い合わせもせず仮りにピーン氏と呼んでありますが、御教示あれば幸いです。

(二橋大学助教授)